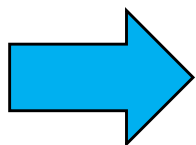


事故調査における無償運送の自動運転サービスの取扱いについて

- 運輸安全委員会による自動運転車に係る事故調査は、有償無償問わず対象範囲とすべきではないか。

現行

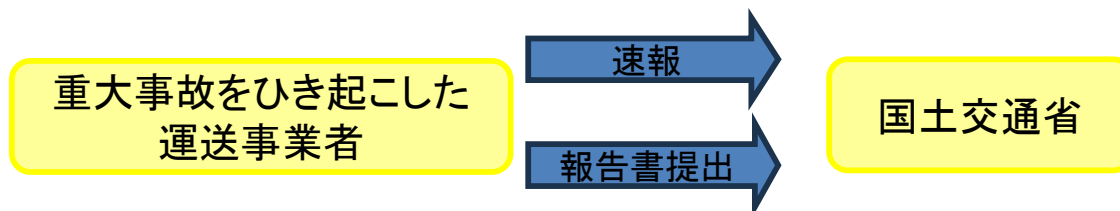
- 事業用自動車と自家用有償運送については、道路運送法において事故報告制度が設けられている。
- 実証実験中であれば、有償無償問わず事故報告を求めている。
(実証実験中の事故発生時には、速報および詳報の2つの段階を経て、国土交通省技術・環境政策課・国土交通省地方運輸局・自動運転車社会実装推進事務局に報告。)
- 自家用車を活用し、自治体等が支出して無償運行される移動サービスが存在している。



自家用車を使用した無償の自動運転サービスを運輸安全委員会による事故調査対象に含めるためには、無償を含む自動運転車の事故報告に関する規定が必要ではないか。

重大事故報告制度の概要(自動車事故報告規則)

- 重大事故をひき起こした自動車運送事業者は、30日以内に報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。特に大きな事故については、24時間以内でできる限り速やかに事故の概要を運輸管理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。



報告書の提出が必要となる主な事故 (30日以内)

1. 自動車の転覆、転落、火災、踏切における鉄道車両(軌道車両含む。)と衝突若しくは接触した事故
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じた事故
3. 死者又は重傷者を生じた事故
4. 10人以上の負傷者を生じた事故
5. 自動車に積載した危険物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質、RI、劇毒物、その他可燃物の飛散・漏洩事故
6. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により旅客に傷害が生じた事故
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、麻薬等運転を伴う事故
9. 運転者の疾病により運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があった事故
11. 自動車の装置の故障により自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上鉄道車両の運転を休止させた事故
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路を3時間以上通行止めにしたもの
15. その他国土交通大臣が特に必要と認めたもの

速報が必要となる主な事故 (24時間以内できる限り速やかに)

1. 自動車の転覆、転落、火災、踏切における鉄道車両(軌道車両含む。)と衝突若しくは接触した事故(旅客自動車に限る。)
2. 2人(旅客自動車については1人)以上の死者を生じた事故
3. 5人以上の重傷者を生じた事故
4. 旅客に1人以上の重傷者を生じた事故
5. 10人以上の負傷者を生じた事故
6. 自動車に積載した危険物が大量漏洩したもの(自動車の転覆、転落、火災、踏切における鉄道車両等と衝突若しくは接触したことにより生じたものに限る。)
7. 酒気帯び運転を伴う事故

事故の報告概要・報告フロー

自動運転社会実装推進事業中の事故の場合の様式

概要

- 事故発生の報告は2段階に分けて実施
 - **速報**（土休日を含む事故発生当日）
 - **詳報**（土休日を含む事故発生後3日間以内）
- 事故報告先
 - **国土交通省 物流自動車局 技術・環境政策課**
 - **使用の本拠の位置を管轄する国土交通省の地方運輸局等**
 - **自動運転社会実装推進事務局**

速報

- 事故発生日時
- 事故発生場所
 - 地図等を用い、図示
- 運行事業者
- 事故概要
 - 事故発生状況並びに負傷者の有無・状況
- 車両及び現場の写真

詳報

- 事故発生要因
- 措置、今後の対応
- 補助事業の計画変更有無
 - 自動運転社会実装推進事業中の事故のみ
- 速報と変更なければ省略可
 - 事故発生日時
 - 事故発生場所
 - 運行事業者
 - 事故概要

報告様式を別途規定

（様式第7）

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）

事故報告書

令和 年 月 日

国土交通省 御中

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）事務局 御中

住所：
補助事業者名：

令和 年 月 日付けで交付決定のあった標記補助事業について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）交付規程第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事故発生日時：令和 年 月 日 時 分（晴れ/曇り/雨/雪）
2. 事故発生場所：
（ルート図上に事故発生箇所を記載）
3. 運行事業者：
4. 事故概要：
（事故発生状況やけが人の有無等を記載）
5. 事故発生要因：
6. 措置・今後の対応：
7. 補助事業の計画変更有無：

東京都大田区羽田、長野県塩尻市をはじめとして、自治体が支出して無償運行されている移動サービスが存在

東京都大田区羽田		長野県塩尻市	
実証実験概要	実証内容	■ 自動運転レベル4を目指した技術検証	■ 信号機連携、遠隔監視及び管制システム実証を実施 ➢ 性能要件としてはレベル4の車両をレベル2で走行
	乗車人数	■ 25名	■ 23名（運転席を含む）
	運行時間	■ 午前9時30分～午後3時15分まで ➢ 令和7年1月24日～2月23日	■ 午前9時から午後4時まで ■ 令和7年1月10日、14日～17日
	便数	■ 5便	■ 6便
	停留所数	■ 10か所	■ 4ヶ所
	運行ルート	■ 天空橋駅～萩中公園の市街地走行ルート  大田区HPより引用	■ 塩尻駅周辺循環 ➢ core塩尻 → 塩尻駅 → カインズ → 塩尻市役所 → core塩尻  塩尻市HPより引用